

四日市市告示第 171 号

四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱(平成 14 年四日市市告示第 406 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限りその効力を失う。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成 3 3 年 3 月 3 1 日</u> 限りその効力を失う。

第 2 号様式を次のように改める。

団 体 名
代表者氏名
住 所
電 話

四日市市コンベンション事業推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市コンベンション事業推進補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあったコンベンション推進事業とし、その内容は申請書の記載内容のとおりとする。
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) 補助金の交付決定額に変更が生じる場合、速やかに、コンベンション事業推進補助金変更交付申請書を提出すること。
 - (4) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第4号様式を次のように改める。

団 体 名

代表者氏名

住 所

電 話

四日市市コンベンション事業推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け四日市市指令第 号で交付決定した、四日市市コンベンション事業推進補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変更しましたので、通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付けによる変更交付申請書の記載内容のとおりとする。

- 2 変更交付決定額 金 円
前回交付決定額 金 円
変更増減額 金 円

- 3 交付の条件
(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱の規定を遵守すること。
(2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
(3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第7条関係）

四日市市 第 号

団 体 名
代表者氏名
住 所
電 話

四日市市コンベンション事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市コンベンション事業
については、申請書記載内容のとおり事業の中止（廃止）を承認しましたので、
通知します。

年 月 日

四日市市長

第 8 号様式及び第 9 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 8 条関係）

宿泊証明書

下記のとおり宿泊があったことを証明します。

団 体 名 又は大会名			
宿泊年月日 及び宿泊者数	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
	()	年 月 日	名
総宿泊者数			名

年 月 日

（宿泊証明欄）

住 所

名 称

団 体 名
代表者氏名
住 所
電 話

四日市市コンベンション事業推進補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市コンベンション事業
推進補助金については、下記のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 コンベンションの名称
- 2 交付決定補助金額 円
- 3 交付済補助金額 円
- 4 返 還 金 額 円

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(シティプロモーション部・観光交流課)